

議第 2 1 7 号

呉市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

呉市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 3 年呉市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用の徴収)</p> <p>第 1 2 条 市長は、第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、それに要した費用として次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原動機付自転車 <u>3, 0 0 0 円</u></p> <p>(3) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車 <u>3, 5 0 0 円</u></p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第 1 2 条 市長は、第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、それに要した費用として次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原動機付自転車 <u>3, 6 0 0 円</u></p> <p>(3) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車 <u>4, 2 0 0 円</u></p>

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

放置された原動機付自転車等の撤去及び保管に係る手数料の額の改定をするため、この条例案を提出する。